

萩市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第12条第1項の規定に基づき、山口県が定める「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に即して策定するもので、市内の建築物等における木材の利用促進について必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「地域材」とは、市内から産出された木材をいう。
- (2)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、内装及び外装の全て又は一部に木材を利用することをいう。

第3 建築物等への木材利用により期待される効果等

建築物等をはじめ、暮らしの中の様々な場面で木材を利用することにより、次に掲げる効果が期待できる。

(1) 私たちの暮らしへの効果

木材が持つ断熱性や調湿性、衝撃を緩和するという特性や、木材の利用が環境への負荷が小さいことを背景に、身の回りのものを木製品に変えるなど、森林の恵みを生活に取り入れることにより、多くのストレスを抱えると言われる現代社会の暮らしを快適なものにし、精神面や健康面に良い影響をもたらすことが期待できる。

(2) 森づくり、まちづくりへの効果

木材の利用促進は、森林の循環利用を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に大きく貢献することが期待できる。

また、木材は、森林で伐採され利用者のもとに届くまで製材や加工、施工など様々な事業者等が関わる工程を経る必要があり、地域材を地元で利用することにより、製材・加工事業を中心に地域経済の活性化や、持続可能なまちづくりが促進される。

第4 建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項

公共建築物及び公共建築物以外の住宅等の民間分野における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項について、次のとおり定める。

(1) 木材の利用促進に係る情報提供

建築主、設計者、施工業者等建築物の建築に関わる者や市民に対し、木造建築物や木造化・木質化のメリット、地域材利用に対する市の支援策等について、情報提供に努める。

(2) 地域材の利用に向けた推進体制

地域材の供給体制の整備とともに、素材生産、木材加工、木材利用に係る各団体及び行政機関等で構成する協議体を設ける等により、調達方法、品質管理、森林資源の価値の上昇等に関する意見交換・情報共有を図る。

(3) 木材の利用促進の啓発と理解の醸成

森林に関わる人材の育成に資するため、市民の幅広い世代で、森林、木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用することの意義を実感できるよう、木材利用に関する講座や木育活動を実施する等、啓発に努める。

第5 市が整備する公共建築物における木材の利用目標

市が整備する公共建築物における木造化・木質化等について、次のとおり促進する。

(1) 木造化の促進

公共建築物の整備においては、コストや技術の面で木造化が困難であるもの、また、耐火性、耐久性等、当該公共建築物に求められる機能の観点から木造化が困難と判断されるものを除き、地域材を利用した木造

化を積極的に促進する。

(2) 木質化の促進

木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において、床等の内装や外構等、特に市民の目に触れる機会が多いと考えられる場所については、地域材を利用した木質化を積極的に促進する。

(3) 木製品等の利用促進

公共建築物においては、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の活用に努めるほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするボイラー等の導入及び燃料の調達や燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト等を検討し、地域材を利用した木製品等の利用を積極的に促進する。

(4) 関係部署との連携

公共建築物の整備においては、営繕所管部署、管財所管部署及び産業振興所管部署が連携し、木材調達方法や木材使用量、品質管理等について情報共有し、地域材の利用を積極的に促進する。

第6 その他建築物等における木材の利用促進に関し必要な事項

その他建築物等における木材の利用促進に関し必要な事項について、次のとおり定める。

(1) 関係機関との連携

地域材の効果的かつ円滑な利用を推進するため、県及びその他関係機関との連携を図る。

(2) 間伐材等の利用促進

間伐や主伐時において、建築用材に適さない木材については、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図る。

(3) 公共工事における地域材の利用

公共工事における工種・工法で木材を利用する場合は、地域材の利用に努める。

附 則

- 1 この基本方針は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この基本方針は、令和6年1月5日から施行する。